

## 天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会 出席者名簿

日時：令和4年12月6日（火）午後4時30分から

場所：浜松市役所本館8階 全員協議会室

## 1 委員（五十音順）

委員氏名	分野	所属等	備考
青田 良介	行政学	兵庫県立大学大学院教授	
江間 吉洋	法律	杉山法律事務所	
沢田 和秀	地盤工学	岐阜大学教授	
松田 達也	地盤工学	豊橋技術科学大学准教授	
村越 啓悦	法律	村越法律事務所	

## 2 庁内検討委員会（幹事会委員）

所属等	氏名	備考
副市長（都市整備部・土木部担当）	長田 繁喜	
技術統括監	吉澤 雄介	
危機管理監	小松 靖弘	
環境部長	藤田 信吾	
産業部農林水産担当部長	清水 克	
都市整備部長	井熊 久人	
土木部長	伏木 章尋	
天竜区長	袴田 雄三	

## 3 その他出席者

庁内検討委員会（作業部会会員・オブザーバー）及び事務局職員

## 浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員

### 設置趣意書

令和4年9月24日未明、台風第15号の影響により、浜松市天竜区緑恵台において土砂崩落が発生し、住宅3軒が被害を受け、住民3人が負傷した。

土砂崩落が発生した箇所については法的手続きを踏まずに盛り土がされた可能性があること、過去に市民等から盛り土に関する相談や通報があった事実が判明した。

そこで、浜松市では、土砂崩落に係る原因究明等の調査を進めるとともに、行政対応等の事実確認を行っており、土砂崩落の原因究明の結果を踏まえ、公正で中立な観点から行政対応の妥当性の評価及び検証を行っていただく必要がある。

このため、弁護士2名、学識経験者3名（行政学分野1名、土木技術分野2名）の5名による「浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員」を設置する。

## 浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員設置要領

## (設置)

第1条 市長は、浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る原因究明の技術的検証を踏まえた行政対応の検証を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証委員（以下「検証委員」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 検証委員は、庁内検討委員会が作成した土砂崩落の原因調査報告書及び行政対応の事実確認資料に基づき、法律、行政学及び土木技術による専門的知見並びに公正で中立な観点により行政対応の妥当性の評価及び検証を行う。

## (選任)

第3条 検証委員は、次に掲げる分野から市長が選任する。

- (1) 法律に関する学識経験を有する者
- (2) 行政学に関する学識経験を有する者
- (3) 土木技術に関する学識経験を有する者

## (検証委員の人数)

第4条 検証委員の人数は、5人以内とする。

## (任期)

第5条 検証委員の任期は、第2条に規定する所掌事務を終える日までとする。

## (報酬)

第6条 検証委員の報酬は、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）第2条第1項第22号の定めるところによる。

## (資料の提出等)

第7条 検証委員は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 検証委員は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対しても必要な協力を依頼することができる。

## (行政対応検証会)

第8条 市長は、必要に応じ、検証委員から意見聴取するために行政対応検証会を開催することができる。

2 市長は、本件の関係者に対し、行政対応検証会に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

3 行政対応検証会は、議題により専門部会を置くことができる。

## (会議の公開)

第9条 行政対応検証会は、原則公開とする。ただし、風評、個人情報保護等に影響が

ある場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 検証委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 検証委員及び行政対応検証会の事務局は、浜松市都市整備部都市計画課及び総務部政策法務課経営推進担当に置く。

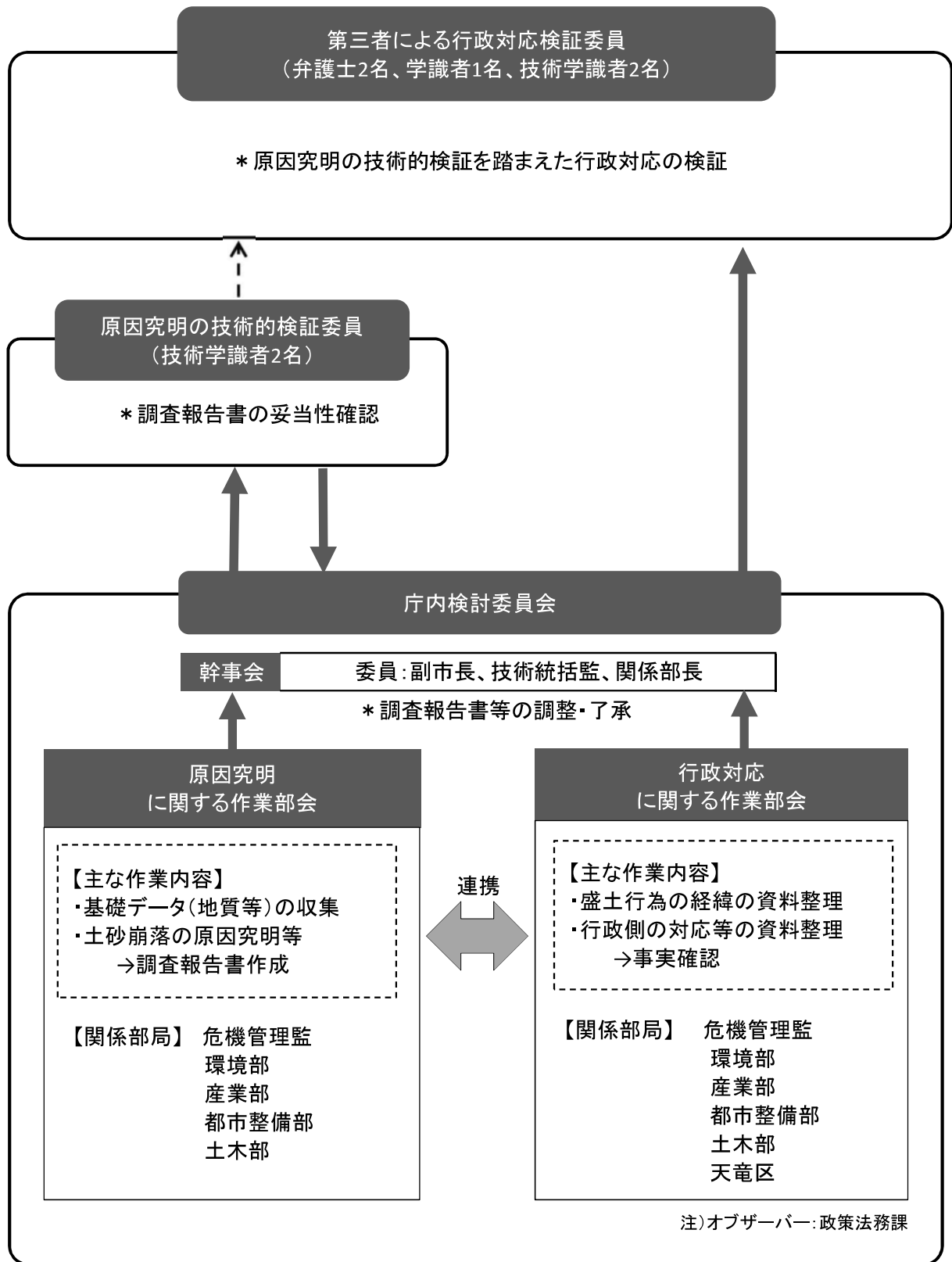
(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検証委員の承認を得て定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年10月31日から施行する。
- 2 この要領は、第5条の規定により検証委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。この場合において、失効前の第10条の規定は、なおその効力を有する。

### 天竜区緑恵台土砂崩落に係る第三者による検証 体制図



## ■浜松市天竜区緑恵台土砂崩落に係る行政対応検証会の進め方について

回数	議事内容
第1回	<p>■日時：令和4年12月6日（火）16時30分～</p> <p>■議事：（1）行政対応検証委員の設置 （2）天竜区緑恵台の概要 （3）天竜区緑恵台土砂崩落に係る技術的検証 （4）行政対応の経緯 ※意見交換・質疑応答 （5）今後の進め方</p>
第2回	<p>■日時：令和 年 月 日</p> <p>■議事案：行政対応等の論点整理について</p>
第3回	<p>■日時：令和 年 月 日</p> <p>■議事案：論点整理を踏まえた検証</p>
最終回	<p>■日時：令和 年 月 日</p> <p>■議事案：検証委員報告書（案）</p>

※検証会は月1回程度を想定し、開催回数については定めない。検証委員による十分な検証がされた後、最終回を開催する。

※最終回の検証会終了後、検証委員から報告書を浜松市へ提出する。

※浜松市は、検証委員からの報告書の收受後、それに対する市の見解・対応を述べる。